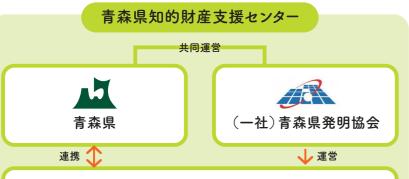
青森県知的財産支援センター

Aomori Prefectural property support center

県内事業者などへの知的財産に関するワンストップ相談窓口として、 県と(一社)青森県発明協会が共同で運営しています。



INPIT青森県知財総合支援窓口

STEP2



ご相談の流れ

STEP1

017-762-7351









窓口担当者がご相談 にお答えします

STEP3



必要に応じて知財専門 家等が支援を行います

STEP4



フォローアップ支援を 行います

所在地

〒030-8570

青森市長島1丁目1番1号(青森県庁 北棟1F)

連絡先

TEL:017-762-7351

メール: soudan@aomori-ipc.jp (相談専用)

午前8時30分~午後5時15分 土•日曜日、祝日、年末年始

https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/sangyo/ innovation/chiteki home.html



駐車場のご案内

県庁北棟地下駐車場をご利用ください(無料)



アイデアを守ろう!活かそう!

青森県知的財産 支援センター

Aomori Prefectural property support center

知財センタ

「知的財産」って?

「知財」すなわち「知的財産」は、技術やアイデアなど、 人間の創造的活動によって生み出された成果で、 「財産的な価値をもつもの」のこと。





ちょっとした工夫でも 「財産」になるかも!!



知的財産権

産業財産権

特許権

自然法則を利用した 新規かつ高度な発明

出願から20年(一部25年)

商標権

商品・サービスに 使用する名前やマーク

> 登録から10年 (登録更新可能)

実用新案権

物品の形状・構造・ 組み合わせに関する考案

出願から10年

意匠権

美感・独自性のある 物品などの形状・模様・色彩に 関するデザイン

出願から25年

育成者権

植物の新品種

登録から25年 (果樹等は30年)

著作権

思想又は感情を創作的に表現 したもので、文学・学術・美術・ 音楽の範囲に属するもの

創作したときから 著作者の死亡後70年 (1967年以前に亡くなった方は50年)

このほかた

営業秘密

(ノウハウ)

営業活動に有効な技術上又は 営業上の情報 (ノウハウや顧客リストの盗用などの 不正競争行為を規制)

保護要件(秘密管理性、有用性、 非公知性)を満たす限り無期限



いろんな種類が あるんだね

こんなものも、 知財に該当します!



各種名称 (店の名前、商品名、イベント名など)





顧客情報



失敗した 試作のデータ



°- https://chizai●●●

ドメイン名

「青森県知的財産 支援センター」って?

「知財センター」?

知的財産の総合支援窓口だよ。相談内容は守られるから、 安心して相談できるんだ! 「知財センター」って呼んでね。

どんなときに利用するの?で 知財センターって

お店の名前やマーク、商品名を守りたい

同じ又は似た商標が権利化されていないか

商品デザインの保護を検討

新商品を共同で開発したい

県内企業や研究機関とのマッチング 秘密保持契約などの締結

社内の秘密情報の管理を強化したい

社内向け営業秘密研修の開催

秘密情報の特定と分類

海外進出を検討している

海外での権利取得(特許、商標など)

海外での知財のリスクマネジメント

自社の知的財産権の内容と照らし合わせ、

自社製品の模倣品が海外で出回っている!

どの権利を侵害しているか分析

新しい技術を開発した!

侵害対策

他人の権利を侵害していないか

権利化するか、ノウハウとして管理するか

スタートアップ創業や起業を計画している

ノウハウなどの秘密を洩らさない社内ルール作り

社名や商品・サービス名、ロゴなどの権利取得

パンフレットやチラシを作りたい



知財

使用する写真やイラスト、AIで作ったイラストなどが 他人の著作権を侵害していないか

・作成したパンフレットなどの著作権の取り決め

アイデアから製品化まで、各ステージに応じて関係機関と連携し支援!/

アイデア

コンセプト作り からアドバイス

開発·試作

県内の企業や研究機関 とのマッチングを促進

特許等取得

知財戦略のアドバイスや

製品化

販路開拓や 経営支援



知財センターの支援は 幅広いなあ